明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四五）　一
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**同**四六）　五
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（**国土交通**五九）　六

〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（**国土交通**九四五）　三
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**九四六）　一〇七

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第三条に基づく、平成二十三年から平成二十五年までの間にモントリオール議定書附属書Fに掲げる物質（ハイドロフルオロカーボン）の製造、輸出又は輸入を行った者に対する報告徴収関係　一〇九
裁判所
破産、免責、再生関係　一一三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一一九
会社その他
会社決算公告　一一九

省令

○農林水産省令第四十五号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の三において準用する場合を含む。）、第五十条の六第一項、第五十四条の二第三項並びに第五十四条の三第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**